

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

介護サービス情報公表制度の見直しについて

介護サービス事業者集団指導研修
広島県健康福祉局医療介護基盤課





元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

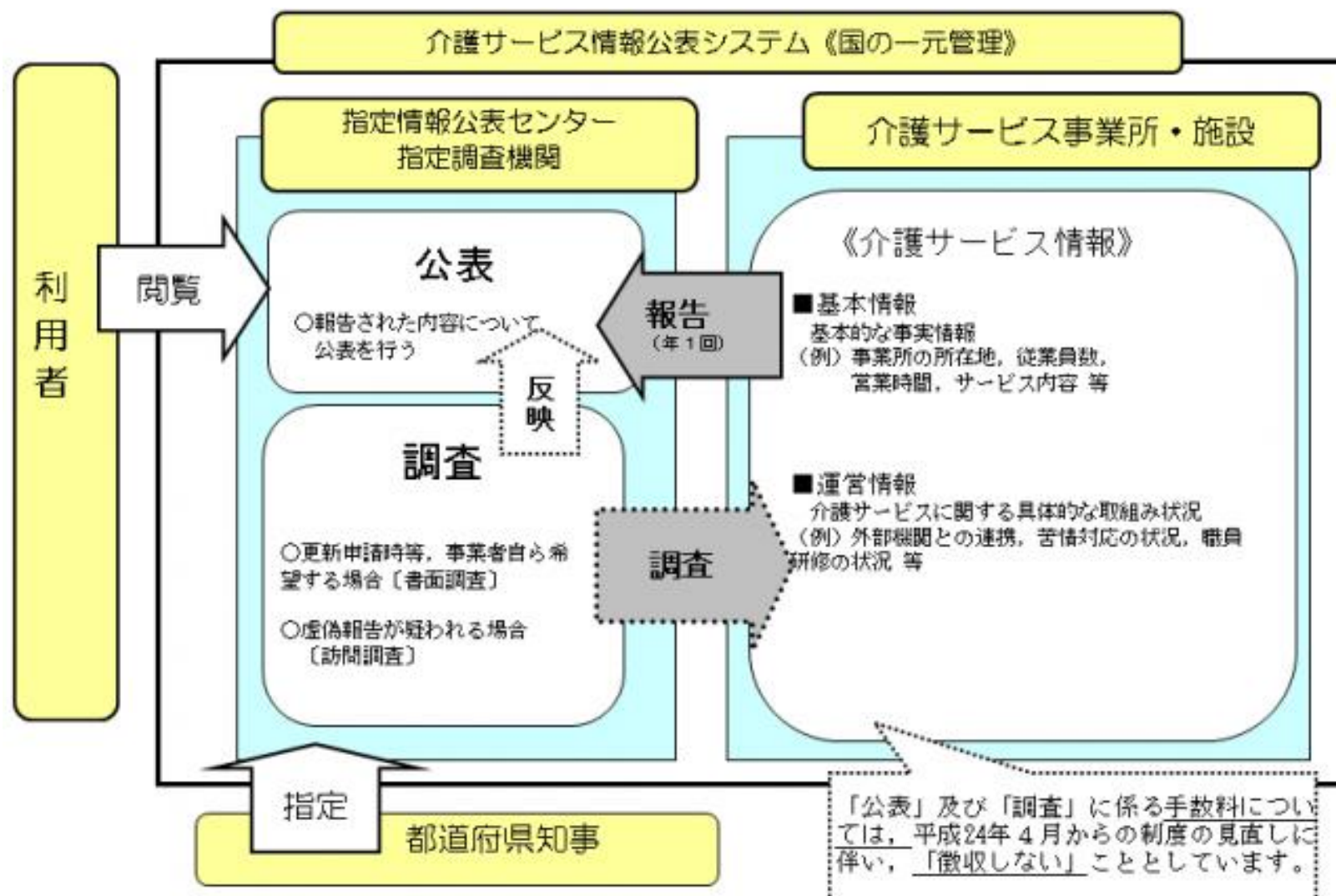
1. 情報公表制度の概要

- 介護サービス事業者は、介護サービスを利用する者等が介護サービス事業者を主体的かつ適切に選択できるよう、その情報を国が作成した情報公表システムにより報告することが義務付けられています。（介護保険法第115条の35）
- 県が定める計画に基づき、指定情報公表センターが各事業所に通知を送付します。
- 各事業所は、毎年1回、直近の事業所情報を、インターネット上の「介護サービス情報公表システム」を使って、県が指定した「指定情報公表センター」に報告します。
- 「指定情報公表センター」は事業所から報告された内容を審査します。
※一部の事業所には書面調査も実施。
- 「指定情報公表センター」はインターネットに事業所情報を公表します。
- 広島県においては「シルバーサービス振興会」を「指定情報公表センター」として指定しています。





元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま



公表項目の改正①（重要事項）



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

- 運営基準上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっている。
- 「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。
- 令和7年4月から、介護サービス事業所は、重要事項について、事業所のホームページもしくは公表システム掲示することとなります。従来までの重要事項の書面掲示に加え、ホームページもしくは情報公表システムによりウェブサイトに重要事項等の情報の掲示をすることとなりました。





元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

公表項目の改正②（財務諸表）

（１）事業所等の財務状況が分かる書類の報告

- 事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。
- 原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。
- また、報告は介護サービス事業所・施設単位で行うこととするが、事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合等、やむを得ない場合については、法人単位で公表することとして差し支えないものとする。

⇒令和６年度以降、情報公表の対象となる介護サービス事業所は財務諸表の公表が義務となっています。

次回報告以降、決算書類を公表して頂く必要がありますので、御準備頂くようお願いします。

（２）一人当たり賃金の報告（任意）

- 一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形での公表を可能とするものとする。